

東日本大震災に伴う住宅災害貸付けに

係る貸付金の利率等の特例に関する規程

平成30年12月28日全部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、公立学校共済組合貸付規程(平成30年12月28日全部改正。以下「貸付規程」という。)第18条第1項に規定する激甚災害による住宅災害貸付けのうち東日本大震災に係るもの(以下「特例住宅災害貸付け」という。)及び平成23年3月11日において全部改正前の公立学校共済組合貸付規程(昭和38年3月1日制定。)に基づく住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る未償還元利金を有する者のうち、東日本大震災により同項に規定する地域において、当該住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る住宅又は住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けた者に係る当該住宅貸付け又は住宅災害貸付け(以下「特例の既住宅貸付け等」という。)に係る貸付金の利率及び償還方法等に関する特例を定めるものとする。

(特例住宅災害貸付けに関する特例)

第2条 特例住宅災害貸付けを受けようとする者が申出をしたときは、当該貸付けに係る貸付金を交付した日の属する月(以下「貸付月」という。)の翌月から起算して60月に達するまでを限度として、当該貸付金の元金の償還を猶予する。この場合において、当該猶予した期間(以下「償還猶予期間」という。)に係る利息は、貸付月の翌月から毎月償還するものとする。

2 前項の規定により貸付金の元金の償還を猶予した者に係る特例住宅災害貸付けの償還回数は、貸付月の翌月から420回以内とする。ただし、当該貸付金の元金の償還猶予期間が終了した月の翌月以後の償還回数は、360回以内とする。

(特例住宅災害貸付けの利率)

第3条 特例住宅災害貸付けの利率は、一月につき、次の各号に掲げる期間の区分に従い、当該各号に定める率を12で除して得た率(当該率に小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てた率。以下同じ。)とする。

(1) 次号に掲げる期間以外の期間 第2号貸付利率（地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第13条第1項第2号の規定に基づき文部科学大臣が定める利率であって、各月の初日に適用されている率をいう。以下同じ。）から0.37パーセントを減じた率

(2) 償還猶予期間 第2号貸付利率から0.70パーセントを減じた率
(複数貸付けの特例)

第4条 支部長は、特例の既住宅貸付け等の借受人に対して、特例住宅災害貸付けを行う場合には、当該特例の既住宅貸付け等の未償還元金を当該特例住宅災害貸付けの貸付金の額から差し引かないで行うことができる。

(特例の既住宅貸付け等に関する特例)

第5条 特例の既住宅貸付け等の借受人が申出をしたときは、当該申出のあった日の属する月（以下「申出月」という。）の翌月から起算して60月に達するまでを限度として、当該特例の既住宅貸付け等に係る未償還元金の償還を猶予する。この場合において、当該償還猶予期間に係る利息は、申出月の翌月から毎月償還するものとする。

(特例の既住宅貸付け等の利率)

第6条 前条の規定により未償還元利金の償還を猶予した者に係る当該猶予の期間が終了した翌月以後の償還に係る貸付金の利率は、一月につき、次の各号に定める率を12で除して得た率とする。

(1) 住宅貸付け 第2号貸付利率から0.36パーセントを減じた率

(2) 住宅災害貸付け 第2号貸付利率に0.37パーセントを減じた率

2 特例の既住宅貸付け等の借受人で、前条の償還猶予の適用を受けなかった者が申出をしたときは、当該貸付金の利率は、前項各号に定める年利率を一月あたりに換算した率とする。

(細則の制定)

第7条 前条までに定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年12月28日から実施し、同年1月1日から適用する。

2 この規程の実施の際、現に全部改正前の東日本大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程（平成23年6月2日制定。以下「改正前の規程」という。）の規定により貸付けを受けている者の貸付金の取扱いについては、なお、従前の例による。

3 第3条又は第6条の規定は、改正前の規程に基づき貸し付けた貸付けの適用日の

前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用する。

- 4 前項の規定により第3条又は第6条の規定を適用する場合において、各号の規定による利率が一月につき附則別表に定める率を超えるときは、附則別表に定める率とする。
- 5 前条に定めるもののほか、この規程の実施に伴い必要な経過措置その他必要な事項は、別に定める。

附則別表（附則第4項關係）

種 別	率
第3条第1号	0. 2 2 6 6 %
第3条第2号	0. 1 1 8 3 %
第6条第1項第1号	0. 2 8 8 3 %
第6条第1項第2号	0. 2 2 6 6 %